

第2回検討会への意見

NPO 法人自立支援センターふるさとの会

常務理事 滝脇 憲

1. 無料低額宿泊事業の範囲の明確化について

- ★ 従来、無料低額宿泊所は一時的な起居の場所とされてきたが、ふるさとの会はこの枠組み使ってさまざまな自立支援を行ってきた。その実績に基づき、自立の助長を目的として運営してきたのが、自立援助ホームと就労支援ホームである。今回、無料低額宿泊所の範疇に日常生活支援住居施設が入ってくるが、上記のように幅の広い実態を踏まえ、自立の助長を目的として運営してきた事業が対象になるような仕組みにするべきである。

※自立援助ホーム:「社会的入院患者等が社会復帰の訓練等を行うための民間の施設」

※就労支援ホーム:「社会的自立が可能な程度の者に対して就労支援等を行う民間の施設」

(出典はともに「東京都生活保護運用事例集」2007年版)

- ★ また、ふるさとの会では、戸建て住宅を活用し、支援職員が巡回することで「施設」ほどではない支援や見守りのある住宅」を提供したことがあるが、日常生活支援の対価が認められず撤退した経験がある。今後、このような取組に委託費が付くよう位置づけるべきである。

2. 居室面積など居住環境に関する最低基準の設定

- ★ 居室の面積や居住形態、最低限求められる設備については、原則的には、現ガイドラインを踏襲するものとする。
- ★ ただし、ガイドライン改定以前から事業を実施していた施設の中で、個室については改修工事によって面積を広げることが困難である。ガイドラインの基準から著しく逸脱する施設は別として、若干満たないものについては居室として認定し、日常生活支援を継続する仕組みを検討していただきたい。
- ★ その際、一部居室を共有スペースに転換するなどして、居室面積の不足を補い、居室水準を確保することは可能である。ただし、いま暮らしている利用者に不利益が及ばないよう、一定の経過措置は必要である。
- ★ 開設の時期や支援の実績を考慮に入れるには、当該地域の福祉事務所の意見が尊重されるべきと考える。

- ★ ふるさとの会では、既存住宅の形状を活かしつつ、可能な限りバリアフリー化に取り組んできた。居室に間仕切りを入れて個室にする場合も、消防署の指導を受けながら、防音、断熱、防災等の性能確保に努めてきた。このように、生活環境に配慮しながら既存ストックを活用してきたことについて、トータルに考慮していただきたい。

以上